

タスクフォース運営に当たっての基本方針（座長修正案）

要求事項等検討タスクフォース
座長 椿 広計

1. T F の運営

- 本 T F は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 2 年 6 月 2 日 閣議決定）において統計委員会が取りまとめることとされた「第三者監査」に係る「要求事項」及び「方針」等について、効率的・集中的に審議することを目的に、統計作成プロセス部会の下に設置されたものである。
- また、本 T F 設置規定（「要求事項等検討タスクフォースの設置について」（令和 2 年 1 月 5 日統計作成プロセス部会）において、T F をおおむね月 1 回程度開催し、以下のスケジュールを目途として、審議結果を同部会に報告するよう求められている。
令和 2 年末～3年初：「要求事項」の検討状況（中間整理案の報告）
令和 2 年度末：「要求事項」の検討状況（試行も見据えた整理案の報告）
令和 3 年度央：「方針」等の検討状況（試行に向けた中間整理案の報告）
令和 3 年度中：試行結果等も踏まえた「要求事項」及び「方針」等の検討状況（最終整理案の報告）
- 本 T F の運営は、こうしたミッション・スケジュールを基礎として、以下の基本的な考え方等に基づいて行うこととする。
- なお、本 T F においては、対面開催を原則としつつ、必要に応じてウェブ会議・書面会議方式も活用する。

2. 審議に当たっての基本的認識・考え方

- 今般のミッションは、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成 31 年 4 月 26 日最終改正 統計企画会議申合せ）を始め、統計作成プロセスの水準の段階的な向上を通じ、公的統計の品質確保を目指すこれまでの取組の延長線上にある。
- 統計作成プロセス監査（「第三者監査」）は、公的統計に関する作成プロセスの現状を評価し、品質について信頼を与える活動であり、第三者が、誤り等を指摘して修正させる、といった（ネガティブ）イメージではなく、現状を客観的にチェックした上で、診断することを通じ、より良い方向への改善の在り方糸口を共に検討発見するための（ポジティブな）取組であり、「統計作成プロセス診断」とも位置付けられる。また、統計作成プロセスの改善は、統計作成者が自らの気づき自己評価により主体的に取り組むこと改善が「第一義」であり、統計監理官の作成プロセス監査活動は、これを客観的立場から助言補完、支援サポート、促進するものである。

- 今般の取組に当たっては、「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」(令和元年9月30日 統計委員会建議)における「品質はプロセスで作り込む」との基本的な視点を踏まえて別途進められている、統計作成の各段階の標準的な業務フロー、それぞれの留意事項等を体系的に示す「標準的な業務マニュアル」に関する取組との整合性にも留意する。

3. 具体的な審議の進め方

- 「方針」については、ISO20252 規格の認証スキームの要素等を参考としつつ、統計監理官の活動に関する指針も含め、今後検討していくこととなるが、第三者によるチェックの仕方等相互の関連性を意識しつつ、当面、1. のとおり、「要求事項」の検討を先行的に行う。
- 「要求事項」の審議に当たっては、本基本方針を踏まえ、事務局において、日本品質管理学会規格（ISO 20252 規格に基づく JSQC-S td 89-001:2016）や、公的統計の品質保証に関するガイドライン等の内容を、企画、実査などの統計プロセスごとに整理※した「たたき台」を準備し、それに基づいて集中的・効率的に検討を進める。
(※社会経済情勢や統計調査実施をめぐる環境の変化等を踏まえ、修正、新たに必要と考えられる事項の追加等も想定)
- その際、これまでの基準・視点等は、自己評価による改善を前提とするものであることから、第三者によるチェックに対応する、よりシンプル、客観的なものとなるよう、また、「重要性」に応じ、Shall（「必須」）と Should（「推奨」）の違いにも留意して区分した上で、各府省の現状も見据えた実効的な、かつ、段階的な水準の向上を意識したものとなるよう志向する。
- また、統計作成プロセスの自己評価や第三者によるチェックに当たっては、記録・ドキュメント類の確認が重要と考えられるところ、「標準的な業務マニュアル」の検討状況に関する情報共有も図りつつ、各府省の負担にも留意した現実的な記録範囲等を検討する。

以上